

Ⅳ 学生生活ガイド

学業だけでは充実した高専生活を送ることは出来ません。ここでは、学業以外の学生生活一般に関する情報をお知らせします。詳しく知りたい時は、規則集を調べる、又は担当者に相談するなどに対応してください。

1 基本的事項

(1) 学生への連絡方法

学生のみなさんに対する種々の連絡は、原則として学級担任を通じて行います。
この他にも学生用の掲示板への掲示によって通知することもありますので、見落としのないよう気をつけてください。
なお、電話の取次ぎは行いませんので、あらかじめ家族の方や友人等との連絡方法を打ち合わせておいてください。

(2) 郵便物

各クラブ関係宛の郵便物が学校へ送られてきた場合はクラブ顧問に渡します。
個人宛に送られてきたものは学生課学生係窓口で預かっています。
なお、学生個人宛の郵便物は、必ず自分が居住しているところへ配達されるようにしてください。

(3) 遺失、拾得

校内で、金銭、学生証、教科書、その他の物品を無くしたり、または拾った場合は、直ちに学生課学生係に届け出てください。
なお、キャッシュカードや携帯電話などを無くしたときは、被害が大きくなることが予想されますので、速やかに発行元へ連絡し、効力の停止措置をとっておくことが大切です。

(4) 学生証

- ① 本校の学生であることの証明書です。と同時に、通学用定期券を購入する際の「通学証明書」の役割を果たすものでもありますので、常に携帯し、関係者から請求があった場合、いつでも提示しなければなりません。
- ② 毎年4月に発行します。自分で記載する欄は、正確に記載してください。
- ③ 無くしたり、汚したりした場合は、「学生証再交付願」に写真を添えて、学生課教務係へ提出して、再交付を受けてください。
- ④ 期限の切れたものは学生課教務係へ返納してください。

(5) 印鑑の携帯

学校で行う諸手続には印鑑が必要なことがよくありますので、必ず印鑑を携帯してください。

(6) 保険証の携帯

親元から離れて生活している学生のみなさんは、日常生活やクラブ活動、各種行事での怪我や病気に備えて、必ず「遠隔地被扶養者証」を携帯してください。

2 学生生活に関すること

(1) 保健衛生について

① 保健室：図書館1階（平日 8:30～17:00）

病気等の相談、健康診断の実施、日本スポーツ振興センター医療費請求手続、応急処置など心身の健康に関することの相談は、いつでも気軽に受け付けます。

② 健康診断

検査項目	実施時期	対象学生
胸部X線検査	4月	1, 4年生, 商船学科航海訓練実習学年, 編入学生, 新留学生
身体測定		全学生
尿検査	4月	全学生
内科検診	4月	全学生
歯科検診	4・5・6月	本科1～3年生
心電図検査	4月	本科1年生, 編入学生, 新留学生

※ほかに、視力検査、聴力検査、色覚検査などがあります。

③就職試験や航海訓練実習のときに、保健室から健康診断書を発行するなどの情報提供を行います。そのため、長期に治療や経過観察が必要な傷病および精神的な疾患の診断を受けた場合には、速やかに保健室へ連絡してください。また、薬を常用する場合にも速やかに保健室へ連絡して下さい。

④災害共済（日本スポーツ振興センター）

請求手続については、保健室に相談してください。

給付の対象となる範囲

- | | | |
|---------------|------------|--------|
| ・授業中 | ・寄宿舎内での生活中 | ・休憩時間中 |
| ・通常の経路による登下校中 | | ・課外活動中 |

(2) ハラスメントの防止について

ハラスメントとは、相手の意に反した言動を行い、それに対する反応によって勉強や活動をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって学校生活環境を悪化させたりすることです。

教職員や学生はハラスメントをしないように十分注意しなければなりません。

学生がハラスメントを受けた場合は、一人で悩まないで、学生相談室の相談員、先輩、学級担任、クラブ顧問、看護師、校長など自分の信頼できる人に相談してください。

(3) いじめの防止について

本校は、いじめが、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであると認識し、本校における全ての学生が安心して学校生活を送ることができるよういじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため「大島商船高等専門学校いじめ防止等基本計画」（別掲）を定め、いじめのない学校を目指しています。

このいじめ防止基本方針に基づいて、以下の五つの取り組みを行っています。

- ① いじめが発生しないようにするための環境づくり
- ② いじめ早期発見のための仕組みの構築
- ③ いじめが発生したときの迅速かつ組織的対応の実施

④ いじめの被害者・加害者・その周辺学生に対するケアと指導の充実

⑤ いじめ問題への対応の評価

「いじめ」で苦しむことなく、学級担任、学生相談室の相談員等または以下の窓口から相談してください。また、保護者の方からの相談でも構いません。

生活問題（いじめ）専用相談窓口

【場 所】学生課事務室（平日 8:30～17:00）

【電 話】0820-74-5490（平日 8:30～17:00）

0820-74-5440（休日・夜間、当直警備員にクラス・氏名・連絡先を伝えてください。）

【メール】i-soudan@oshima-k.ac.jp

※ 土・日・祝日のメール返答については、翌平日に対応いたします。

（４）学生相談室について

相談内容

- ・学業について
- ・心理・精神衛生面について
- ・課外活動について
- ・ハラスメントについて
- ・その他、家庭生活、寮生活、異性交友、健康について など

相談相手

- ・専門カウンセラーによるもの : 13:00～17:00 (月 4 回)
- ・相談員(数名の教員を配備)によるもの : 平日昼休み、放課後
- ・相談員(看護師)によるもの : 平日 8:30～17:00

（５）スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて

近年学校生活に係る問題が大変複雑化しているため、家庭や学校外の専門機関と連携および協働していくことが強く求められています。本校でも外部の専門家としてスクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーを配置しています。

スクールカウンセラーが「学生本人の心の問題」に注目するのに対してスクールソーシャルワーカーは「学生本人を取り巻く環境」に注目し、解決を図ろうとします。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、「学生相談室のしおり」を確認し、利用してください。

スクールソーシャルワーカーは社会福祉に関する高度な専門的知見を用いて学生を取り巻く環境に働きかける支援を行います。たとえば、問題を解決するために、本人や家族の生活環境を調整する相談、学校外からの支援の活用などを行なっています。

スクールソーシャルワーカーに相談希望がありましたら、学級担任、学生相談室の相談員等または学生係までご連絡ください。また、保護者の方からの相談でも構いません。

（６）学生支援について

本校学生の過ごす時期は、いろんなことを考えたり、悩んだり、自立に向けて成長している最も多感な時期です。その中で、精神的に不安定な状態のまま無理をして登校や寮での生活をする中で、時には思いもよらない行動をとるケースも見られます。

本校でも学生の変化に注視していきますが、学生にとって最も身近な存在である保護者の方が学生の変化を理解し、適切にかかわっていくことが重要な場合があります。また、命に係わる場合には、学校や寮を離れ、ご家庭で見守っていただくことをお願いする場合があります。

以上のような場合には、教室での授業を受ける代替の方法として、多様なメディアを利用して教室等以外の場所で履修する対応も可能です。

学修機会の確保と学生支援を両立するため保護者と連携して最善の方策を見出していきますので、相談等がありましたら学級担任にご連絡ください。

(7) 生活上の諸注意について

① 学生の集会、掲示等

正式な手続を経て、承認を得なければなりません。

② 喫煙

成人していても校内は禁煙です。電子煙草も禁止されています。また、校外においても、登下校中や未成年者が同席している場所、喫煙が禁止されている場所では喫煙してはいけません。

③ 飲酒

成人していても校内での飲酒は禁止です。また、アルコールを摂取した状態で校内に立ち入ってはいけません。

ノンアルコールビール等も禁止されています。

④ 所持品の管理 — 管理は自分の責任で

教室には個人用のロッカーが備え付けられています。個人用とはいっても学生皆が使うものですから、清潔に保ち、大切に使用してください。

なお、貴重品を一時的に安全に確保しておくために、暗証番号を利用するロッカーを**第一体育館、第二体育館、実習工場**に据え付けていますので、体育の授業などで貴重品の携帯ができないときなどにクラス単位で利用してください。

(8) アルバイトについて

① 低学年（1～3年生）の場合

アルバイトをしようとする日の2週間前までに「アルバイト許可願」を学級担任に提出してください。なお、長期休業期間中を除き原則として禁止しています。ただし、経済的理由のためにやむを得ない事情でアルバイトの必要があれば、許可することがあります。このような場合は学級担任とよく相談してください。長期休暇中であれ、通常時期であれ、「アルバイト就業届」は必ず提出してください。アルバイトの許可が下りた後、できるだけ早くアルバイト先の責任者の方に記入してもらい、学級担任に提出してください。「アルバイト就業届」が未提出の学生は、それ以降に「アルバイト許可願」を提出しても、許可されないことがあります。

② 高学年（4・5年生）の場合

学業にさしつかえない程度でアルバイトを実施してください。なお、教員から実施するアルバイトの情報（就業先・仕事の内容・時給・保険等）の提出を求められた場合には、速やかに提出してください。

③ アルバイトの業務制限

次の業務に従事することは禁じています。

- ・単なる労務以外の選挙運動に関するもの
- ・深夜に及ぶ業務（夜10時以降も従事するような業務）
- ・風俗営業及びこれに類する業務
- ・有害危険な業務
- ・その他学生として好ましくない業務

(9) 服装について

本校では、低学年（1年・2年・3年）と高学年（4年・5年）では、登校する際の服装の規定が異なります。低学年は定められた制服を着用することが義務付けられていますが、高学年は私服で登校することが可能です。

【低学年】

制服には冬用と夏用があります。着用期間は年により多少異なりますが、冬服は10月～5月、夏服は6月～9月になっています。移行準備期間も含めて、詳細な期間はその都度、学生の皆さんにお知らせ致します。

※ 冬用制服

令和3年度より低学年の冬用の制服は、ブレザータイプになりました。学生は、ブレザー・ズボンまたはスカート・ネクタイを着用してください。真冬の寒い日はコートやマフラーなどの防寒具を着用することは可能ですが、派手なデザインや色目はご遠慮ください。黒や紺が望ましいです。パーカーの着用は認めません。

※ 夏用制服

夏用の制服は、上半身は白のカッターシャツかポロシャツ、下半身は学校指定のズボンまたはスカートを着用してください。長袖のカッターシャツ・ポロシャツを着ることもできます。ただし、この場合は白に限ります。寒い場合は、セーター・カーディガン・ベストを着用してもかまいませんが、色目は、白・黒・紺・ベージュに限ります。これ以外の色物を着用した場合は、指導の対象になりますので、注意してください（紺・ベージュに関しては、色の識別は学校の判断に従ってください）。Tシャツ等、私服だけの着用は禁止します。パーカーの着用も認めません。

茶髪やピアスは禁止です。学生らしい装いでいることを心がけてください。「学生らしさ」は個人の主観によるところもありますが、基本的に教員の指導に従うようにしましょう。

【高学年】

4年生及び5年生は私服で登校することが可能です。また、以前の高学年用の制服のブレザーを保有している学生はそれを着用して登校することも可能です。

卒業式などの式典の際は、全学科とも正装が必要となります。普段着で式典に出席することはできません。高学年用の制服のブレザーを着用もしくは市販の一般的なスーツを着用することで正装とみなします。

私服で登校することが認められるとは言え、「何でもあり」ではありません。「学生らしさ」を逸脱するような服装は認められません。華美な服装・極端な軽装・だらしない服装・下品な服装等々、高等教育機関の学生の品格を おとし 貶めるような服装は遠慮してください。「学生らしさ」は個人の主観によるところもありますが、基本的に教員の指導に従うようにしましょう。

3 学資援助に関すること

(1) 奨学金

奨学金は、給付型と貸与型の2種類に分けられます。

給付型奨学金は返還が不要ですが、家計基準・学力基準等の応募条件が厳しくなっています。

貸与型奨学金は返還が必要となります。無利子のものは保護者の収入及び学生本人の成績に条件がありますが、審査を通過すればおおむね採用されます。有利子のものは、保護者の収入等の条件が緩和されます。

本校に案内の来る奨学金は、以下の表のとおりとなります。

[1～3]は教室掲示等でお知らせし、[4・5]は該当者へ案内します。

個人申込の[6～10]については、掲示板（情報教育センターから校舎管理棟へ向かう途中のスロープ横）にて張り出しますので、必要に応じ応募してください。

[11～16]は、新入生は合格時に文書にて案内し、在校生は学年進級時に教室掲示等でお知らせします。

<奨学金一覧表>

給付型（返還不要）

番号	奨学金名称	募集人員	支給金額	応募資格	期間・回数	その他
1	日本学生支援機構 給付奨学金	制限 なし	5,900円～ 34,200円/月	本科4・5年生 専攻科生 学力基準・家計基準あり	卒業まで	授業料減免 も対象
2	日本教育公務員弘済会 高等学校等給付奨学金	1名	100,000円	本科3年生 学資支弁困難者 山口県出身者（保護者・親権者山口県在住者）	1回限り	
3	上野教育文化財団	全国 15名 程度	20,000円/月	商船学科4年生	卒業まで	
4	天野工業技術研究所 奨学基金	全国 55名	120,000円/半年	本科5年生 4年生学年末成績が上位1/4 直近3年以内に懲戒処分を受けていない者 4年生後期授業料全額免除者	1年間	
5	ウシオ財団奨学金	全国 6名	60,000円/月	専攻科新入生（電子情報システム工学） 本科5年生学年末成績が上位1/4 本科5年生後期授業料全額免除者	2年間	
6	アフラック 小児がん経験者・ がん遺児奨学金制度	全国 30名	20,000円/月	18歳未満で小児がん経験者 経済的援助を必要とする者	卒業まで	
		全国 140名		がんにより主たる生計維持者を失った遺児 経済的援助を必要とする物 成績規定あり		
7	クリエイター奨学金	全国 50名	100,000円/月	本科4年生以上及び専攻科 クリエイターを目指し創作活動をしている者	1年間 継続規定 あり	
8	ビヨンドトゥモロー ジャパン未来スカラ シップ・プログラム		500,000円/年	本科4年生に進級する学生 保護者を亡くされた方、単親家庭である方 里親家庭の方、生活保護受給世帯の方 年間プログラムに参加すること	1年間 継続規定 あり	
9	朝鮮奨学会高校奨学金		10,000円/月	韓国人・朝鮮人学生 学資支弁困難者 満25歳以下であること	1年間 再申請可	類似奨学金 併給不可

貸与型（無利子）

番号	奨学金名称	募集人員	支給金額	応募資格	期間・回数	その他
10	あしなが育英会 高等学校奨学金	全国 100 名	貸与 40,000 円/月	本科 4 年生に進級を希望している 3 年生 保護者（父または母など）が病気や災害（道路上 の交通事故を除く）、自死（自殺）などで死亡、 または保護者が 1～5 級の障がい認定を受けてい て、経済的な援助を必要としている方	卒業まで	
11	日本学生支援機構 第一種奨学金	希望者 全員	10,000 円～ 51,000 円/月	新入生：中学時の最終学年成績の平均が 3.5 以上 在学生：前年度学年末の成績が平均水準以上 保護者の収入条件あり	卒業まで	
12	山口県ひとづくり財団 高等学校等奨学金	希望者 全員	18,000 円～ 24,000 円/月	本科 新入生・在学生 保護者・親権者山口県在住者	卒業まで	併給 不可
13	福岡県教育文化奨学財 団高等学校等奨学金	希望者 全員	10,000 円～ 23,000 円/月	本科 新入生・在学生 保護者・親権者福岡県在住者	卒業まで	併給 不可
14	海技教育財団奨学金	8 名	13,000 円～ 50,000 円/月	商船学科・海洋交通システム学専攻の学生のみ	卒業まで	
15	外航日本人船員・ 海技者奨学金制度	1 学年 で 5 名	40,000 円/月	商船学科学生のみ 外航船員になる強い意志のある者	卒業まで	返還免除の 規定あり

貸与型（有利子）

番号	奨学金名称	募集人員	支給金額	応募資格	期間・回数	その他
16	日本学生支援機構 第二種奨学金	希望者 全員	20,000 円～ 120,000 円/月	本科 4・5 年生 専攻科生	卒業まで	

※ これらの他にも、各県の教育委員会や財団が募集する奨学金があります。各自に合う奨学金をお探してください。

各奨学金の詳細については、学生課学生係にお尋ねください。

（２）入学料の免除

次のいずれかに該当する特別な事情により納付が著しく困難である場合には、選考のうえ入学料の全額又は半額の納入免除を受けることができます。

- ① 入学前 1 年において、本人の学資を主として負担している者が死亡した場合
- ② 入学前 1 年において、本人若しくは本人の学資を主として負担している者が風水害等の災害を受けた場合
- ③ 上記に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

（３）授業料の免除

次のいずれかに該当する場合に、選考のうえ授業料の全額又は半額の納入免除を受けることができます。

- ① 授業料の各期ごとの納期前 6 ヶ月以内（新入学者に対する前期分の免除に係る場合は、入学前 1 年以内）において、学資負担者が死亡した場合または本人若しくは本人の学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② 上記に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合
また、日本学生支援機構給付奨学金の奨学生として採用されると、あわせて授業料の減免も受けることが可能です。（（１）奨学金一覧表中の 1 参照）

（４）寄宿料の免除

いて、校長が必要と認める期間に納付すべき寄宿料の全額の納入免除を受けることができます。

(5) 入学料の徴収猶予

次のいずれかに該当する特別な事情により納付期限までに入学料の納付が困難な場合、当該入学年度の9月末日を超えない範囲で入学料の徴収猶予を受けることができます。

- ① 経済的理由のため納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- ② 入学前1年において、本人の学資を主として負担している者が死亡した場合
- ③ 入学前1年において、本人若しくは本人の学資を主として負担している者が風水害等の災害を受けた場合
- ④ その他やむを得ない事情があると認められる場合

(6) 授業料の徴収猶予

次のいずれかに該当する特別な事情により納付期限までに授業料の納付が困難な場合、当該年度末を超えない範囲で授業料の徴収猶予を受けることができます。

- ① 経済的理由のため納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- ② 本人の学資を主として負担している者が死亡した場合
- ③ 本人若しくは本人の学資を主として負担している者が風水害等の災害を受けた場合
- ④ 行方不明の場合
- ⑤ その他やむを得ない事情があると認められる場合

4 交通安全に関すること

(1) 自転車通学

自転車通学を希望する学生は、「自転車通学許可願」を学生課学生係に提出してください。

- ① ステッカーの交付を受け、後輪泥除けカバーに貼ってください。
- ② 校内では所定の駐輪場へ駐輪し、必ず施錠してください。
- ③ 安全に登校するために、自転車通学の際は必ず教員の指示に従い、ルールを守るようにしてください。

(2) 車両通学

本校では車両通学が全面的に禁止されているわけではありません。但し、車両通学が認められるのは、本科の高学年でバイク（自動二輪車及び原動機付自転車）に限ります。高学年であっても、自動車での通学はできません。

3年生以下の学生が運転免許を取得することは禁止しています。但し、3年生後期の終業日の翌日から自動車学校に通うことはできます。

高学年の学生でバイク通学を希望する場合、「バイク通学許可願」を提出してください。許可されたら車両通学許可証を発行し、ステッカーを交付しますので、通学用バイクの所定の場所に貼ってください。

なお、許可される条件はおおむね次のとおりです。

- ① 保護者の同意があること。
- ② 4年生以上であること。
- ③ 通学距離が5km以上30km未満であること。
- ④ 自宅から通学する学生であること。
- ⑤ 悪質な交通違反や事故等を起こしていないこと。
- ⑥ 遵守事項に関する違反を繰り返していないこと。
- ⑦ 学校で実施する年度毎のバイク講習を受講していること。
- ⑧ 任意保険に加入していること

※ 通学に使用できるバイクは、総排気量125cc未満に限定しています。

また、自動車で通学することはもちろん、町内に乗り入れることも禁止していますので注意してください。

(3) 許可証及びステッカーの再交付

無くしたり、汚れて判読できなくなったりした場合は、再度「自転車通学許可願」又は「バイク通学許可願」を学生課学生係に提出してください。

(4) 交通関係法規の遵守

徒歩通学、自転車通学、車両通学の如何を問わず、道路交通法などの諸規則を守って通学してください。

万一交通事故にあたり、交通違反を犯したりした場合は、警官の指示に従うとともに、速やかに学級担任又は学生主事室もしくは学生課学生係へ連絡してください。

5 学生生活 Q & A

Q.1：クラス、部活動、私生活等で悩んでいます・・・

A：学生相談室を設置し、相談員として、専門のカウンセラー（月4回来校）、スクールソーシャルワーカー、担当教員、看護師がおります。身体的な悩みはもちろん校内で知られたくない悩みは専門のカウンセラーに相談することもできます。気軽に相談してください。親身になって相談に応じてくださいます。

Q.2：生活費に困ったとき、どのような援助がありますか？

A：大きく分けて2つの援助方法があります。

- ① 授業料や寄宿料を免除してもらう方法
- ② 奨学金を貸与してもらう方法

ただし、学業成績、経済状況などの条件がありますので、詳しいことは学生課学生係にお尋ねください。

Q.3：登校中にケガをして病院を受診したけど、医療費を補助してもらえますか？

A：学校内での教育活動、登下校中の事故などについては、災害共済の適用を受けます。詳しくは保健室にお尋ねください。

Q.4：1年生でもアルバイトをしてもいいの？

A：低学年生（1～3年生）は、長期休業中に限り、担任・保護者の同意を得て許可を受けることができます。学業に支障をきたすことがないように十分配慮をして、良い社会経験の場として利用してください。

Q.5：バイク通学はできますか？

A：バイク通学は4年生以上から許可されます。自宅通学で通学距離など色々条件がありますので、詳しくは車両通学に関する規則を参照してください。

Q.6：部活動に参加するメリットは？

A：社会からは単に学力の優れた者より，部活動などで培った協調性，責任感，忍耐力などに秀でた人材を要求されています。部活動を通じて交流を深め，通常の学校生活では体験することのできない人間関係を学ぶ絶好の場ですので，積極的に参加してください。

Q.7：部活動と勉強は両立できますか？

A：年間の活動日数・時間を考えた場合，両立が困難になるほど活動している部活は本校にはありません。むしろ部活動の先輩に勉強を教えてもらえるなどプラス作用の方が大きいでしょう。部活動に加えてアルバイトをすることが，生活時間を厳しくさせているというのが実態です。

Q.8：参加したい部がないときには，どうしたらいいの？

A：同じ志を持つ者と誘い合わせ，部や同好会の新設を要望することは可能です。その際には次のような手続が必要になります。

- ① 顧問の内諾を得る。
- ② 執行委員会の承認を得る。
- ③ 代議員会の審議決定を受ける。
- ④ 学校の承諾を得る。

ただし，活動の内容，場所，経費などを検討しますので，必ずしも承認されるとは限りません。

現在のクラブ一覧

体 育 部	カッター，ヨット，ラグビー，サッカー，バスケットボール，バレーボール，硬式野球，ソフトテニス，卓球，陸上競技，柔道，剣道，水泳，バドミントン
文 化 部	吹奏楽，ESS，詩吟，コンピュータ，軽音楽，写真，ロボット研究
同 好 会	天文，茶道，空手・少林寺拳法，和太鼓，美術，PWCレスキュー

Q.9: 卒業後、就職したいのですが？

A: 就職希望者には、就職指導を行います。

就職試験には学校推薦と自由応募の2通りの方法がありますが、公務員希望者以外のほとんどの者が学校推薦により就職しています。

なお、学校推薦は、第5学年進級時の未修得単位が多かったり、規律に違反する行動が多く見られる場合などには推薦できないことがありますので、しっかりと勉強して規律正しい学校生活を送りましょう。

Q.10: 就職先にはどんな会社がありますか？

A: 令和4年度の卒業生の就職先は次のとおりです。

商 船 学 科	NS ユナイテッド内航マリン(株)、旭タンカー(株)、上野トランステック(株)、宇部興産海運(株)、海洋技術開発(株)、共栄マリン(株)、栗林マリタイム(株)、ケイヒン(株)、ケーラインローローバルクシップマネジメント(株)、コスモ海運(株)、(株)サンライン、(株)商船三井、ショクユタンカー(株)、ダイキン工業(株)、(株)トクヤマ、内海曳船(株)、日徳汽船(株)、日本郵船(株)、美須賀海運(株)、防予フェリー(株)、(株)ユニエックス NCT、宇部興産海運(株)、中央海運(株)、日本マリン(株)、備後共同汽船(株)、明治海運(株)
電子機械工学科	ENEOS(株)麻里布精油所、NS ウェスト(株)、Primetals Technologies Japan(株)、エース設計産業(株)、(株)JERA、(株)ダイセル、(株)日本製鋼所、(株)ユノス、サントリープロダクツ(株)、自衛隊、スタンレー電気(株)、ダイキン工業(株)、富士電機(株)、ブライムブラネットエナジー&ソリューションズ(株)、ムラテック CCS(株)、旭化成(株)、花王(株)、(株)JERA、(株)シマノ、向洋電機(株)、三井化学(株)大竹工場、三菱ガス化学(株)、三菱ケミカル(株)、三菱重工機械システム(株)、大晃機械工業(株)、中国電力ネットワーク(株)、中国電力(株)、日鋼設計(株)、日本精工(株)、日本発条(株)、(株)日立ハイテク、浜松ホトニクス(株)、武田薬品工業(株)光工場
情 報 工 学 科	任天堂(株)、日本オーチス・エレベータ(株)、東芝 IT サービス(株)、東ソー情報システム(株)、中国電力ネットワーク(株)、モノサス(株)、西日本電信電話(株)、トクヤマ海陸運送(株)、東ソー情報システム(株)、西部電機(株)、コニカミノルタジャパン(株)、(株)メンバーズ、(株)日立ハイテク、(株)インフォコム西日本、(株)LIXIL、ENEOS(株)、(株)NTT データフロンティア、オムロンフィールドエンジニアリング(株)、NS ウェスト(株)、KDDI エンジニアリング(株)、JX 金属(株)、CTC テクノロジー(株)、CTC システムマネジメント(株)、(株)日立ハイテク、(株)科学情報システムズ

(順不同)